

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2276号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



銅親水公園 (栃木県足尾町)

これを聞いて、古代ローマ帝国の話の思い出した。繁栄の絶頂期に、貴族たちは嘔吐室という不思議なものを発明している。宴会での美食飽食のあけく、腹がいっぱいになると、嘔吐室で吐き出しては、胃袋を空っぽにして、再び食べはじめる。このようにして、食の欲望と虚栄を満足させているうちに、国が滅びてしまったというのである。

彼らは吐いては食べていたとしても、一度はそれを味わった、とにかくよくいわれるように、わが国の食料の自給率は一九六〇年度には七九% (カロリーベース) だったが、最近では四一%にまで落ち込んでいる。先進国の中では、最低の水準だそうだ。地球の温暖化などで、ちょっとした気象の変化が、農作物などに甚大な影響を与えることも心配だ。米国ではすでに、食料の口入を少くする運動も始まっている。

(エッセイスト 山本兼太郎)

最近のリストラのことかと思つたら、東京の一流ホテルでパーティーに出される御馳走の話らしい。その四〇%が、手もつけられずに捨てられているという。食べきれないほどの御馳走を、景気よく盛り上げないと、客に喜ばれないというのである。

食 べ 残 し

なっているのだろうか。

閑話休題

「使い捨てなら、まだいいほうだよ。使われないうちに、もう捨てられているのもあるぜ」と、駅前の赤ちようちんで、中年男が苦笑しながら、話しているのを耳にした。

胃袋におさめている。ところが、わが方のホテルの宴会では、半分近くが、食べもしないで捨てられる。「使い捨て」どころか、「使われない前に捨てられる」というわけである。

わが国では一年間に、三百六十万トンの食料が、食べられずに捨てられているそうだ。といっても、これは家庭で消費される分だけで、さきのホテルの宴会、飲食店での食べ残し、あるいは食品製造や流通の過程での口入を考えると、いったいどのくらいが無駄になっているのだろうか。

もくじ

政 策	中山間地域等への所得補償で中間報告＝農水省・検討会	(2)
活 動	介護保険制度で緊急要望＝全国町村会	(4)
フォーラム	ひまわりの咲き誇るリサイクルタウン・のぎ＝栃木県野木町	(5)
情 報	カプセル Now & New	(8)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴 (和歌山県・香川県)	(9)
情 報	「菜の花忌」に想う	(10)
随 想	愛知県町村会会長・東浦町長 井村徳光	(11)
情 報	政策リーダー	

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)

なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

中山間地域等への所得補償で中間報告

農水省・検討会

農林水産省の「中山間地域等直接支払制度検討会」は、農業生産条件の不利な地域に対する新たな公的支援策の実現に向けて具体的な検討を行っているが、このほどその中間報告をまとめ公表した。

この検討会は、昨年十二月に政府が決定した農政改革大綱において、中山間地域等に対する直接支払いの枠組みが示されたことに基づき、本年一月に検討会が設置され、制度運営の課題、適切な運用方法等について検討を行っているもので、今回の中間報告ではまだ意見の一致していない点もあるが、今後、広く国民各層の意見を聞きながら七月末には最終報告を取りまとめ、明年度予算の概算要求に必要な経費を盛り込む予定としている。

なお、本検討会には専門委員として八名の地方公共団体の長等が就任しているが、町村長からは、本会役員の黒澤丈夫全国町村会長（群馬県上野村長）、同・林田敦政務調査会経済農林部会長（宮崎県西郷村長）、松本允秀福島県葛尾村長（前・本会政務調査会行政部会委員）、佐々木健島根県美都町長が参画している。

中間報告の概要は次のとおり。

中山間地域等直接支払制度 検討会中間とりまとめの概要

I 直接支払導入の必要性

高齢化が進行する中、農業生産条件が不利な地域があることから、耕作放棄地の増加等により公益的機能の低下が特に懸念されている中山

間地域等において、耕作放棄の発生を防止し公益的機能を確保するという観点から、既存の政策との整合性を図りつつ、直接支払いの実現に向けた具体的検討を行う必要がある。

II 基本的考え方

1 導入の必要性、制度の仕組みについて広く国民の理解を得るとも

に、WTO協定上「緑」の政策とすることが必要。

2 明確かつ客観的基準の下に透明性を確保しながら実施することが必要。

3 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施することが必要。

4 制度導入後も、中立的な第三者機関による実施状況の点検、政策効果の評価、基準の見直し等が必要。

III 各項目についての検討状況

1 対象地域

対象地域は、特定農山村法等の指定地域のうち、傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄地の発生懸念の大きい農用地区域内の一団の農地とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。

(1) 対象とする地域振興立法の範囲
・ 地域振興立法として、従来から中山間地域対策を講じてきた特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の五法とすることが適当ではないか。

・ 沖縄、奄美、小笠原の特別法の取扱いについては、引き続き検討。

(2) 畑地の扱い等

・ 畑（肥培管理された牧草地を含む。）についても、土壌侵食防止等

の機能は大きく、対象とすることが適当ではないか。水田のけい畔も対象とすることが適当ではないか。

・ 採草放牧地については、どのように生産費格差をみるのか等の問題があり、引き続き検討。

(3) 農業生産条件の不利性を示す基準

A 傾斜度等

傾斜地については、急傾斜地田・一ノ二〇、畑・一五度以上）のみならず、緩傾斜地（田・一ノ一〇〇、畑・八度以上）の一団の農地も対象とすることを検討してはどうか。この場合、一ノ一〇〇という基準が適当かどうかについては、なお、引き続き検討。小区画・不整形の一団の水田も対象とすることを検討してはどうか。

イ その他の条件

(ア) 高齢化率及び耕作放棄率の高い一団の農地も一定の条件の下に対象とすることを検討してはどうか。

(イ) 積算気温、積雪、標高等については、全国的な基準として採用することは困難ではないか。しかし、極端に気温が低いため、牧草しかできず、その収量も劣り耕作放棄の懸念が大きい地域については、対象とすることを検討してはどうか。

(4) 地域の実態に応じた地域指定
対象地域は極力限定すべきとの意見がある一方、五法以外の地域でも自然的・社会的・経済的条件が不利な地域があることなどから、国庫補助率の引下げ等の歯止め策を講じた上で、一定の基準に基づき算定され

政 策

る管内農地の一定割合の範囲内で、
地域の実態に応じた一定の基準に該
当する地域を指定できる仕組みを検
討してはどうかという意見があり、
引き続き検討。

2 対象行為

対象行為は、耕作放棄の防止等を
内容とする集落協定又は第三セクタ
ー等が耕作放棄される農地を引き受
ける場合の個別協定に基づき、五年
以上継続される農業生産活動等とす
る。

(1) 農業生産活動等に加え、公益的
機能の増進につながる行為も行って
はどうかという意見と農法の転換ま
で必要となる環境保全行為は要求す
べきでないという意見があり、引き
続き検討。

(2) 協定違反の場合には、不可抗力
の場合を除き、直接支払いの返還を
求めることが適当ではないか。

(3) 米の生産調整との整合性につい
ては、異なる意見があり、引き続き
検討。

3 対象者

対象者は、協定に基づく農業生産
活動等を行う農業者等とする。

(1) 構造政策との整合性（零細農家
の取扱い） 零細な農業構造を温存し
我が国の構造政策を遅らせるので、
対象者を一定規模以上の農業者等に
限定すべきであるという意見に対し
ては、零細農家を排除すると集落協
定が機能しなくなる等から、零
細農家も対象とすべきという意見が

あり、引き続き検討。

また、零細農家を対象とする場合
であっても、担い手が規模拡大する
場合には上乗せ助成を検討すべきで
あるとの意見と、耕作放棄防止とは
異なる視点を盛り込むべきではない
との意見があり、引き続き検討。

(2) 高所得者を除外すると集落協
定が機能しなかつたり、認定農業者
が排除されてしまふ恐れがあり、対
象とすることが適当ではないか。

4 単 価

単価は、中山間地域等と平地地域
との生産条件の格差の範囲内で設定
する。

(1) 基本的考え方
構造政策の観点からは生産費格差
の全てを単価とすることは必ずしも
適当ではないという意見、平地地域
の農業へ悪影響が出ないよう留意す
べきという意見、農業構造が脆弱化
している中山間地域等の現状を考慮
すれば生産費格差の全てとすべきで
あるとの意見があり、引き続き検
討。

(2) 条件不利の度合に応じた段階的
な単価設定

条件の不利度、生産条件の格差に
応じて段階的に単価を設定すること
は、一律のパラメキではないことを
示す上でも、国民の理解が得られる
方法であり適当ではないか。

(3) 直接支払いの額の上限
ア 直接支払いの額の上限を設定
すべきであるという意見と、少数の
担い手が多くの農地の受託等をする

場合もあり、直接支払いの額の上限
を設定すべきではないとの意見があ
り、引き続き検討。

イ 多数のオペレーターや構成員
からなる第三セクター、生産組織等
の場合には直接支払いの額の上限を
設けないことが適当ではないかとの
意見があった。

5 地方公共団体の役割

国と地方公共団体とが共同で、緊
密な連携の下で直接支払いを実施す
る。

(1) 実施主体

国が明確かつ客観的な枠組み・基
準を示した上で、直接支払いに関す
る事業は市町村が自主性と責任を持
ちつつ実施するのが適当ではない
か。

(2) 補助率等

次の三つの意見があり、引き続き
検討。

① 直接支払いの目的とする公益的
機能は、都市住民にも山村の住民に
も及び利益であるから、全額国が負
担してはどうか。

② 国からの一定の助成に対し、都
道府県なり市町村の裁量により高上
げの助成を行うことなどで対応でき
るようにはどうか。

③ 以下から、地方公共団体も負担
することが適当であるが、財政事情
の苦しい地方公共団体が多いことか
ら地方財政措置を講じてはどうか。

ア 地元も応分の負担をすること
により、自由度と責任をもった弾力
的運用が可能となる。

イ 一義的には直接支払いの便益
を多く受ける地方公共団体が負担す
べきである。

ウ 農水省だけでできる政策では
なく、地方交付税の基準財政需要額
の中で財政対策を手当すれば、市町
村も負担できる。

6 期 間

農業収益の向上等により、対象地
域での農業生産活動等の継続が可能
であると認められるまで実施する。
事業自体について五年間というく
くりを設けて見直すとともに、当該
集落が次の第二ステップへのマスタ
ープランを作成した場合に次の段階
の直接支払いの対象とすることが適
当ではないかとの意見があった。

7 関連事項

森林についても高い公益的機能を
有していることから、農地への直接
支払いと同様の対策を検討すべきと
の意見があったが、森林については
、WTO農業協定の対象となつて
いないこと、森林の多くは傾斜地に
存在し、平地との生産条件の格差の
是正という制度になじまないこと、
治山事業や造林補助事業が既に実施
されていること等から、今回の検討
対象にならないが、森林の公益的機
能の維持に関する施策については、
別途、林政全体の検討の中で、既存
施策のレビューも含め幅広く検討さ
れるべきである。

介護保険制度で緊急要望

全 国
町 村 会

全国町村会は、六月十六日、宮下創平厚生大臣、野田毅自治大臣及び政府・国会等に対して、介護保険制度に関する緊急要望を行った。

今回の緊急要望は、現在、市町村では同制度の明年四月実施に向けて、介護サービス基盤や事務処理体制の整備等に懸命の努力を続けているところであるが、最近、同制度をめぐり延期等の報道がなされていることから、市町村や国民に無用の混乱を生じさせないよう、同制度の明年四月の完全実施と、そのために必要な財政措置等を平成十二年度予算等において確保するよう求めたものである。

介護保険制度に関する緊急要望

町村は、介護保険制度の明年四月の施行に向け懸命の努力を傾注しているところであるが、最近、同制度について施行延期等の報道がなされており、市町村のみならず国民の間にも混乱が生じている。高齢者介護における現状の深刻さや同制度に寄せられる国民の期待の大きさ等を考慮すれば、国は予定通り実施することとし、そのために必要となる万全の措置を講じるべきである。

度の円滑な導入に必要とされる事項について、数次にわたり要請してきたが、未だ解決すべき課題が数多く残されている。特に、財政運営の面では、財政力の脆弱な町村における安定的な制度運営のため、下記事項について強力な財政支援策が必要である。

- 1 最新の数値等に基づく介護保険制度の財政見通しを市町村の態様別と併せて早急に示すこと。
- 2 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。
- 3 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県の負担とすること。
- 4 低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

- 5 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。
- 6 低所得者に対する利用料負担については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。
- 7 市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については、人材の養成・確保等にかかる支援策と十分な財政措置を講じること。
- 8 要介護認定において自立等と判定された現行福祉サービス受給者については、継続的な措置がとれるよう財政措置を講じるとともに、介護保険施設からの退所者等にかかる受け入れ体制の整備等について、十分な財政措置を講じること。
- 9 同居家族に対する訪問介護サービスについては、介護保険給付の対象とすること。
- 10 本年十月から開始する要介護認定を含め、介護保険制度の施行に伴う市町村の準備事務経費については、十分な財政措置を講じること。

場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

フォーラム

平成10年度潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般

映画をほつふつとさせる一面のひまわり畑



現地レポート

栃木県

野木町

ひまわりの咲き誇るリサイクルタウン のぎ

ベッドタウンに変貌

野木町は栃木県の最南端、茨城・埼玉との県境に接し、関東平野のほぼ中央に位置する、面積二〇、二五km²、人口約二万七千人の町です。昭和三十八年一月に町制を施行、同年二月には国鉄野木駅が新設され、町発展の基盤が築かれました。

町の西部には、広大な渡良瀬遊水地が広がり、その豊かな水辺空間は多くの人々に親しまれていきます。また、こうした豊かな自然環境が残る一方で、近年は東京から約六〇km、JR宇都宮駅で上野まで約六〇分という地の利から、大規模住宅団地の開発、企業の進出などにより人口が急増、都市化が進展しました。

ごみの有効利用「焼却」から「資源化」へ

急速な都市化に伴いごみ処理量が増大する一方で、ごみ焼却場の建設には住民の同意が得られず、計画が何度も頓挫し、ごみ処理は、長年の課題でした。こうした課題の解決のために、町と住民は、ごみを「焼却すべき廃棄物」ではなく「有効利用すべき資源」として捉え直し、町と住民は徹底的なリサイクルによるごみの資源化を目指しました。

町は、ごみのリサイクル技術を有する企業誘致を進めながら、住民に対し、ごみ資源化の大前提と



なる分別収集の徹底について、協力を求めました。ごみの資源化を図る施設を稼働させるために細分化されたごみの分別は、当初、なかなか理解が得られず、二割程度しか分別されませんでした。町と住民代表である保健委員が地道な実情調査、ステーションでの立会い指導を重ねるうち、施設稼働までに浸透し、独自のリサイクルシステムが定着したのです。

生ごみのたい肥化、可燃ごみの固形燃料化

その結果、平成四年に野木資源化センターが稼働し、「生ごみのたい肥化」「可燃ごみの固形燃料化」の二本柱によるごみの資源化がスタートしました。生ごみは収集袋ごとたい肥にするため、町指定のクラフト紙素材の紙袋を使用し、水分をよく切って新聞紙に包んだ生ごみを入れてもらっています。また、袋の口を縛る紐もたい肥化できる麻紐に限定しています。可燃物ごみの収集には、ガラスや金属類は絶対入れないよう周知しています。

フォーラム

醗酵菌供給機と水分調整機



一石三鳥の健康施設「ゆくらんど」

資源化センターで生産されるたい肥は、町内の農家や園芸を楽しむ住民に無償で配布され、ごみ固形燃料は工場等に販売される他、町の健康施設で燃料として利用されています。

ごみの固形燃料を熱源とする健康施設「ゆくらんど」は、自治省の施策（ふるさとづくり事業）を活用し、平成六年五月にオープンしました。「ゆくらんど」は、マッサージ効果のある打たせ湯、老廃物を洗浄するミク口泡風呂等健康に配慮した設備としました。浴場の人気は清潔感に左右されますが、清掃の委託を受けたシルバー人材センターの方々の熱心な働きで、安定した人気を保っています。この施設のもうひとつの大きな特徴は、可燃ごみから資源化した

固形燃料を、土壌改良や脱臭効果のある良質な「炭」として再々資源化できることです。

「ゆくらんど」は、「①ごみの有効利用」を図りながら、有益な「②お湯」と「③炭」を得ることができ、一石三鳥の健康施設として親しまれています。

「ひまわり」を町のシンボルに

人口が増加し、町に住む人々が増えていくのに、町には、これといった特徴がありませんでした。そこで町花「ひまわり」を活用し町・農協・商工会が一体となり、平成元年から「ひまわり」によるまちおこしがスタートしました。

転作推進、特産品開発からイベント化へ

ひまわり栽培は、平成元年から転作作物や観賞用として始められ



生ごみ堆肥を使って野菜づくり

健康センター「ゆくらんど」



ました。その後、東京駅周辺や宇都宮市の街頭において、ひまわりの種や鉢植えを配布して、「ひまわりの里・野木町」をPRしました。

ひまわりを活かした特産品の開発も進み、ひまわりの種子をひまわり油（食用油）、ナッツ、クッキーに加工、商品化しました。ひまわり油には、リノール酸・ピタミンEが、またナッツやクッキーにはカリウム・カルシウム等の栄養要素がたっぷり含まれていることから、健康食品としての付加価値を持つています。

7haに及び一面のひまわり畑を会場に、平成四年から毎年七月下旬に「ひまわりフェスティバル」を開催しています。ひまわりの花を壁に見立てた大迷路、お年寄りから子供まで楽しめるイベントや地元農家が朝収穫した新鮮な野菜

を販売するふれあい物産展などを行っており、毎年五万人の観光客でにぎわっています。

「リサイクルタウン」ひまわりの里イメージの定着

ひまわりの順調な成育を促進するために、資源化センターでできた生ごみのたい肥を施肥したところ、連作障害や葉の枯れ上がり防止に効果を発揮しました。また、無償で配布されるたい肥は人気が高く、一般家庭への配布は、主に家庭菜園に利用され、一般家庭と農家が菜園用地を個々に賃借するケースが見られるようになり、新市街地の新しい住民の方々と農村部の方々との交流も生まれています。

ひまわりフェスティバルは、旅行会社の観光バスツアーにも組み込まれ、ほとんどのテレビ、新聞等のマスコミにもしばしば取り上げられています。七月のフェスティバルの時期になると、ひまわりに関する問い合わせが殺到します。

また、ごみ資源化とその有効利用のための徹底した施策を、町民一体となつて進めてきた本町は、全国に先駆けたごみ資源化のまちとして、平成六年度に厚生大臣より「クリーンリサイクルタウン」に選定されました。現在も、ごみ資源化の先進地として、全国各地、時には外国から、一ヶ月に三〇件程度の団体が視察に訪れていま

フォーラム

す。
こうした取り組みにより、町のイメージとして「リサイクルタウン」「ひまわりの里」のイメージが内外に定着しました。

さらなるステップアップを目指して

ごみ処理問題を解決した本町では、町の総ごみ量の八割が資源化されるまでに住民の意識高揚が図られたが、施設稼働開始当初と比べて、各種の有害物質対策等ごみ処理をめぐる人々の関心は近年全国的に高まっています。

今後は、今までの成果に甘んじることなく、現行システムの問題点を徹底的にチェックし、改善を図るとともに、住民自身にも生活スタイルの見直しを含めたごみ対策を積極的に行っていただき、ごみの髓まで資源化する「リサイクルタウン」の構築を目指すもので



体にもいいひまわり油（食用油）

味が好評 ひまわりクッキー



す。

また、「ひまわりの里」をいっそう推進するために、現在、数種類のひまわりを栽培しています。長期間花が楽しめるような花の種類の選定や播種期間、全町的な栽培エリアの拡大などを通して、点から線へと工夫していく必要があります。ひまわりフェスティバル会場だけでなく、これを起点に町全体を回遊出来るようなルート化を図り、訪れる人々に町の魅力をもっと知っていただけるような手法を検討したいと思います。

人々が「住んでよかった」「住みづづきたい」「住んでみたい」と思う「一流のいなかまち」を、住民・町が一体となって創っていきたいと思います。

（野木町長 金澤 豊）

情 報

カサセル NOW & NEW

セーフティー事業で
百万円の報奨金 青森県
市浦村

四月に交通安全推進条例を施行した村は、五月一日から二〇〇〇年二月二十四日までの三百日間の間、あらかじめ登録した日常的に自動車を運転する十人以上の村民グループが無事故無違反を達成した場合、百万円の報奨金を出す「セーフティー三〇〇事業」をはじめた。

人事異動に本人の希望制度を導入 秋田県
鷹巣町

四月一日付けの人事異動から、ポストと昇格に職員の希望を尊重する希望制度を導入した町では、希望を出すささないは本人の意思で決め、希望理由などを小論文にまとめて提出、町長・助役・収入役らで審査する。

梅のオーナー制度で町おこし 栃木県
茂木町

山あいの景観を整備するため、八年ほど前から山の斜面の耕作跡地などに梅の木を植樹してきた町は、今では約千本になった梅をまちおこしに活用しようとして、希望者に一本一百万円の年会費で所有してもらおうオーナー制度を始めた。

環境美化条例で
歴史と伝統を守る 新潟県
弥彦村

三月議会で環境美化条例を制定した村は、歴史と伝統のある郷土の環境美化を進めることを明記し、村内でのごみの投げ捨

てや飼い犬のふんの放置など禁止、あわせて罰則規定を盛り込んだ。

子育て支援に
「病児保育」を実施 長野県
東部町

子育て支援の一環として町は、保育園で園児が病気になるたびに、仕事の都合で保護者が迎えに行くことが出来ない場合、幼児を町立病院で預かり保育士が面倒をみる「病児保育」を県内で初めて実施する。

国際規格を取得し、
環境目標を設定 三重県
海山町

環境管理システムの国際規格ISO14001を取得した町は、OA用紙三〇%、公用車ガソリン一〇%、電気の使用量一〇%の使用量削減や廃棄物分別・資源化推進など達成すべき環境目標を設定するとともに具体的な手順も定めている。

菜種油の廃食油を
ディーゼル燃料に 滋賀県
愛東町

住民が中心となったビン・アルミ缶の回収や廃食油による石鹸づくりなどリサイクル活動がさかんな町で、昨春秋に転作田に植えた菜の花から菜種油をしぼって食用油とし、その廃食油を回収してディーゼルエンジン燃料にしてい、「イエロー菜の花エコプロジェクト」に取り組んでいる。

四町で書誌情報
ネットワークを構築 京都府
精華町外三町

町立図書館の相互利用を促進するため精華町・木津町・山城

町・加茂町の四町は、書誌情報のネットワークを構築、精華町に設置した統合データベースで四図書館所蔵の書籍の貸し出し状況などが相互検索でき、家庭からのインターネットを通じた利用も可能で、今後は他町村へのネット拡大や国会図書館、大型書店との書誌情報サービスも検討している。

無料循環バスの運行開始 大阪府
熊取町

町内の公共施設の利用を促すため、図書館など各種施設を巡る循環バスの運行を始めた町は、民間業者に運営を委託し、平日朝九時から午後五時まで、料金無料で全五コースを走らせている。

「生涯学習まちづくり
り出前講座」開設 山口県
平生町

生涯学習教育の一環として、また職員の資質向上として、町は介護保険や下水道、税金など住民に知ってもらいたい役場の仕事を担当する課長・係長クラスが講師になって住民に町の仕事を説明する「生涯学習まちづくり出前講座」を開設した。

定住夫婦の仲人に報奨金 香川県
仲南町

十五年ほど前から結婚対策相談員などが町の助成を受けて町民の相談に乗っていたが、全町民に関心を持ってもらおうと、町は「後援者育成等若者定住促進条例」を施行し、夫婦が町に定住することを条件に結婚をま

とめた仲人に三十万円の報奨金を出す。

外郭団体等の財務
内容も情報公開 福岡県
宮田町

町が出資、助成する外郭団体などの財務内容も公開対象とする情報公開条例を七月に施行する町は、個人のプライバシーを侵害する情報などをのぞき、出資額の多少にかかわらず全面公開するとともに、請求権者にも制限を設けないこととした。

伝説にちなんだ観光ポットを
ビデオPR 宮崎県
南郷村

村の伝説を紹介しながら観光スポットをPRするビデオを作製した村は、亡命を余儀なくされた朝鮮半島・百済の王族が安住の地を求めて村に辿り着いたという伝説を村職員が演じ、伝説にちなんで村が整備した観光施設や村の自然を紹介している。

海底に古代ギリシャ神殿整備 鹿児島県
与論町

与論島北東部の沖合二kmの海底に古代ギリシャ神殿をイメージしたコンクリート製建造物を整備する町は、ダイビングの名所として、民間ダイビングショップとともに事業組合を構成し、島に訪れるダイビング客の寄付で整備費を賄う計画で、自然保護に留意して慎重に仕上げる方針。

カサセル NOW & NEW

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

香川県町村会は五月十三日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

香川県町村会長
小豆郡池田町長

八木 壮一郎

昭和十八年十一月十七日生



【住所】小豆郡池田町大字池田二一〇〇四

【町長に当選するまでの経歴】 昭

和歌山県町村会は、五月二十五日の第八四回定期総会で次のとおり会長を選出した。

和歌山県町村会長
日高郡南部町長

山崎 繁雄

昭和七年五月十五日生



【住所】日高郡南部町大字北道二一〇四

【町長に当選するまでの経歴】 昭和三十三年南部町職員 五十一年南

和五十一年池田町議会議員 五十二年小豆島商工会青年部連合会会長 五十九年池田町長

【町長としての当選回数】 四回

【町村会関係の経歴】 平成九年香川県町村会副会長

【主な業績】 (財)小豆島ふるさと村公社の建設 町立美術館の建設

全国池田サミットの開催 特産スモウイン・フロイデ」の開発

ギリシアミロス島との国際交流 町立幼稚園、中学校の改築 町立小学校の統廃合 三都半島一周道路の開通

保健センターの建設 吉田ダムの建設 池田町診療施設の建設 塵芥

焼却場及び尿処理施設の建設

【趣味】 読書

【家族】 妻、長男夫婦、孫二人

部町長

【町長としての当選回数】 六回

【町村会関係の経歴】 昭和六十三年日高郡町村会長 平成七年和歌山県町村会副会長

【主な業績】 住環境、防災環境整備の推進(道路、河川等整備、農業

集落排水事業、公共下水道事業) 第一次産業の育成(農地開発事業、

圃場整備、漁港整備、築港事業、後継者の育成等) 梅加工業を中心とした

地場産業、商工業の育成 地域改善対策事業の推進(公営住宅建設、

改良住宅建設) リゾートホテルの誘致 保健福祉医療の拡充 南部町

史の編纂 図書館の建設

【趣味】 読書、スポーツ

【家族】 妻

随 想

「菜の花忌」に想う



愛知県町村会長
ひがしうら 町 長
井 村 徳 光

随
想

司馬遼太郎が忽然と亡くなつて、もう三年が過ぎたが、私の心の中にはこの作家はまだ生きつづけているようだ。一ヶ月の間に手にする本や読み物の中に必ず一編は「司馬遼」の作品が混っている。

司馬遼太郎さんが亡くなられた時に私が詠んだ歌に「この春の目につく花の色にして逝く人悼む」「菜の花の沖」があり、今春も菜の花を目にすると不思議と面識のあった作家のように思えるのです。実は亡くなられる少し前から「週刊朝日」に待ちに待っていた「濃尾参州記」がはじまり、喜んでいた矢先の事でした。「週刊朝日」に「街道をゆく」が始まったのは、昭和四十六年一月一日号です。昭和四十六年一月一日号から、二十五年目にしてようやく美濃・尾張・参河、すなわち私

たちの住んでいる地域の歴史が始まったのです。「歴史が始まった」とは大げさですが、私の住んでいる地域を「司馬史観」を通して学べる機会に恵まれるのです。喜んだのも束の間、亡くなられての一ヶ月後の三月十五日号までのわずか七回で未完のまま絶筆となつてしまいました。その時に私が詠んだ歌は「街道の新しきこと教わりし」「濃尾参州記」は未完におわりました。

東浦町の歴史上の人物に「於大の方」が居ります。徳川家康の生母で東浦町緒川城主の水野忠政の女として生まれた生誕地なのです。町の人口は、四万五千人を超えるまでに増えましたが、他から移り住んだ方が多いので「ふるさと発見」の一つとして水野家の昔

提寺「乾坤院」に隣接して都市公園「於大公園」をつくり、図書館などの公共施設から公園までを「於大の道」と名付けた小川の堤の桜並木を、花の咲く頃「於大姫行列」などを繰りひろげてきました。ですから、わずか七回の連載でしたが、その濃尾参州記は知っている所が随所に登場して親しみを覚え、「そうだったのか!」と新しい発見をしては驚き、まさに感激の連続でした。返すがえすも惜しい人を亡くしてしまいました。

司馬遼太郎の著書から実にいるいろな事を教わりました。枚挙にいとまありませんが、例えば、月刊「文芸春秋」の巻頭に十年間も連載された「この国のかたち」は読む度に目からつろろろが落ちる感じで、ある所は何度も読み返したり、時々スピーチに引用させていたのだらしたものです。

その中の一編に日本の中国山中の「たたら鉄」が朝鮮半島と深い関わり合いがある事を知り、朝鮮半島からの渡来文化に多少の関心をとめるようになったお陰で、韓国人の呉善花さんの著書「スカート

の風」を興味深く読む事になった。その後、呉善花さんは日本と韓国の神話の共通性を日本各地を歩いて実証した著「攘夷の韓国開国の

日本」で山本七平賞を受賞されたが、司馬史観を裏付ける面白い本でした。もうだいたい前になります。が、石川県門前町長宮丸富士雄さんのお招きで「日本海文化サミット」に出席した際に金達寿さんチムタルスから古代の日朝交流史を聴いた事も、司馬史観とつながり興味が尽きません。惜しくも金さんも亡くなられました。

また司馬遼は「文明と文化」について多く語っております。この文化とは、見ていて快いものをいいます。習慣、慣習という意味を強調します。私たちの地域は、他から異習慣を持つて移り住んだ人たちが沢山増えました。異文化の交わりで、お互い不快を感じる場も出てきました。このように文化をとらえると、最近の社会状況はうなづける点があります。皆さんで新しい文化を構築していく事が大切だと感じます。

未公開講演録「司馬遼太郎が語る日本」が五巻も刊行されたりして、今なお生々として日本を愛し、人間を愛し、そして今の日本を憂う司馬遼太郎の心が、私の胸を強く打ち続けているのです。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

失業者数過去最多に

総務庁労働力調査

総務庁は一日、今年四月の労働力調査結果を発表した。その中で、完全失業者数は前月に比べ三万人増の三四二万人、前年同月と比べ五二万人増加し、過去最多を更新したことがわかった。

同調査によると、季節調整値でみた完全失業率は前月と同率の四・八％で、比較可能な一九五三年以降で最高となった。男女別では男性が五・〇％で前月に比べ〇・二ポイント上昇し、一九五三年以降で最高、女性は一・五％で前月に比べ〇・三ポイントの低下となっている。

就業者数をみると六四六九万人で、前年同月に比べ六三万人減と一五ヶ月連続の減少となった。従業上の地位別では、雇用者は五三二二万人、自営業主・家族従業者が一四〇万人で共に減少した。

また、主な産業別就業者数は、①農林業が三五〇万人、②建設業が六五六万人、③製造業が一三二四万人、④運輸・通信業が四〇九万人、「卸売・小売業・飲食店」が一四八八万人、「サービス業」が一六九五万人で、前年同月と比べると、運輸・通信業及びサービス業は増加、その他の産業は減少となっている。

完全失業者を理由別に見ると、「自発的な離職による者」が一五万人、「自発的な離職による者」が一〇八万人、及び「学卒未就職者」が二三万人、「その他の者」が八四万人となっている。

平成十年度 土地白書 公表

このたび、平成十年度土地白書が公表された。

これは、土地基本法第一〇条第一項の規定に基づき、「土地に関する動向」及び「政府が土地に関して講じた基本的な施策」に関する報告として取りまとめられたもの。

今回の白書は、土地を取り巻く状況の変化を概観するとともに、その変化を踏まえ、ゆとりある生活空間等の実現に向けた土地の有効利用のための課題を指摘している。

近年、我が国の土地を取り巻く状況は、土地市場が買い手市場へ変化していることから、土地の有する収益力が重視され、有効利用を促進することが重要とし、大都市では道路などの基盤施設の整備と狭小な敷地の統合、地方では農山村における耕作放棄地などの問題に対処するため、地域の活性化のための土地利用の実現への取組が必要と指摘、あわせて、土地情報の開示・提供の充実等、土地利用における条件整備が不可欠であるとしている。

また、市町村レベルにおける総合的な土地利用計画の策定について、各地域の実情に応じた多種多様な土地利用調整への取り組みがなされているため、今後一層の展開が期待されるとしている。

平成十一年産麦の買入価格決定

米価審議会

米価審議会は、六月三日、平成十一年産麦の政府買入価格について、中川農林水産大臣の諮問どおり答申を行い、三年連続の引き下げを決定した。

基準となる小麦（銘柄区分Ⅱ・一等）は、六十キログラムあたりで八千八百九十三円となり十年産に比べ六十五円（〇・七三％）の引き下げとなった。また、大麦（銘柄区分Ⅱ・一等）は、五十キログラム六千三百八十四円、はだか麦（同）は、六十キログラム九千九百九十七円となった。また、十一年産麦では、政府買入価格に麦価関連対策、需要の強い麦への導入促進対策、麦管理改善対策が加算される。

あわせて、麦政策のあり方については、民間流通への移行、生産者の経営安定等を図るための新たな措置の導入等と内容とする「新たな麦政策大綱」（平成十年五月二十九日省議決定）に即し、平成十二年から導入される麦作経営安定資金など関連対策を決定した。十二年産麦の麦作経営安定資金の支払い単価は、十一年産政府買入価格と昨年十二月に決定した現行の政府売渡価格の格差相当額とした。さらに麦管理改善対策に代わる「新たな奨励措置」や「民間流通支援特別対策」により民間流通への移行が円滑に図られる予定。